

4 外国学生に関する事項中改正の件照会(大正十三年六月)

(注記1)

(注記2)

大正十二年五月六日

(清水)

(河原)(白木)

(關屋)

(菊池)

第一課長

(印)

普通学務局長

(關屋)

(印)

次官

(松浦)

(印)

伊藤書記官

(伊藤)

(印)

(伊藤)

(宛)

(注記5)

(注記6)

按

年五月三十日

文部次官

各地方長官

直轄学校長総長学長

(帝国大学及官立大学ヲ含ム)

宛

大学令ニ依ル公私立大学総長学長

外国学生ニ関スル事項報告ノ件

(注記8) (注記7)

大正十二年七月十三日照普三三三号照会外国学生ニ関スル事項報告ノ件中「三、国籍別男女別氏名並年齢」ヲ左記ノ通改メタ  
〔抹消〕〔加筆〕  
〔ル〕〔キ〕ニ付右御承知ノ上遅滞ナク期限内ニ御回報相成度

(下 札)

記







「文部省／照普24号／13年6月6日」

(注記4)

「例規類纂材料」「スミ」

(注記5)

「記録掛／2・4・19／受領」

(注記6)

「六月六日／発送済」<sup>(官下)</sup>「<sup>(印)</sup>完結」

(注記7)

「スミ」<sup>(青木)</sup>「文部時報登載」

(注記8)

「十九」(簿冊内件名番号)

(注記9)

「備考、五月三十日付ノコト」

(下札)

「<sup>(有原)</sup>類」ヘノ一／聯繫／登録追加／件名 各地方庁等へ照会、

外国学生ニ関スル事項中改正、例規類纂材料／番号 照フ二四／  
結了年月日 大一二、六、六／保存年限 ムキ／枚数 5」

〔自大10年至大15年 統計 報告 総規  
第1冊〕文部省<sup>(9)</sup> 3A, 32-5, 2360〕